

税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令及び財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 税関職員が、特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の事務所その他の必要な場所に立ち入る場合に携帯し、関係者に提示する身分を示す証明書の書式を定めることとする。(税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令関係)
- 2 特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者が保存しなければならない書類について、電磁的記録による保存を行うことができることとする。(財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表関係)
- 3 この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の施行の日から施行する。